

(仮称) 津市行政の公正公平の確保に関する条例 (案)

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 津市の責務等 (第2条―第5条)

第3章 基本的施策 (第6条―第8条)

第4章 組織体制の保持 (第9条)

第5章 雑則 (第10条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市行政が透明性の高い公正公平な市政運営を確保するために必要な事項を定めることにより、本市の健全な発展に資することを目的とする。

第2章 津市の責務等

(市行政の責務)

第2条 市行政は、市民全体の奉仕者としてすべての市民と平等に接し、特定の人物を特別扱いするなどの取扱いをせず、不当要求行為(暴力、脅迫又は乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要望等を実現しようとする行為をいう。以下同じ。)にも応じることなく、透明性の高い公正公平な市政を確保するものとする。

(職員の責務)

第3条 職員は、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、社会規範及び法令等を遵守することで、コンプライアンス意識を確立し、保持するものとする。

3 前2項の規定は、市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者に準用する。

4 職員倫理に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の理解及び協力)

第4条 市民は、第2条の市行政の責務(以下「市行政の責務」という。)について理解し、市行政の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

(自治会その他の市民活動団体の理解及び協力)

第5条 市行政にかかわる自治会その他の市民活動団体の関係者は、団体の目的を達成するために要望等を行おうとするときは、市行政の責務について理解し、良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努め、もって公共の利益を増進するものとする。

### 第3章 基本的施策

#### (要望等への対応)

第6条 職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、特定の者を特別に扱うことを求める要望等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることなく慎重かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等を受けたときは、市政運営の透明性確保のため、その要望等の内容を記録しなければならない。

3 要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (不当要求行為等)

第7条 何人も、職員に対し、不当要求行為その他公正な職務を阻害する行為(以下「不当要求行為等」という。)を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為等があったときは、組織的に対応するなどして、これを拒否しなければならない。

3 不当要求行為等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (公益通報)

第8条 職員等は、本市の事務事業に関し、違法又は不当な行為であって公正な市政の遂行を阻害する事実又は阻害するおそれがあると思料するときは、公益通報することができる。

2 公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 組織体制の保持

#### (組織体制の保持)

第9条 市行政は、不当要求行為等に対する機構的な備えを維持し、公正公平な市政を遂行する組織体制の保持に努めるものとする。

### 第5章 雑則

#### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。